

GUIDE BOOK

ガイドブック



生活や就労などでお困りの方の
自立を支援するための

自立相談支援

02
p



低所得・高齢者・障がい者世帯の
生活を経済的に支えるための

生活福祉資金貸付

04
p



判断能力が不十分な方の
生活や権利を擁護するための

日常生活自立支援 (成年後見支援)

10
p



福祉の総合相談、
交通・災害遺児
へのお見舞い

14
p



福祉サービス
に関する
苦情相談

16
p

最寄りの社会福祉協議会は

一人で悩まず、
お気軽にご相談ください。



生活や就労などでお困りの方の自立を支援するための 自立相談支援

生活困窮者自立支援法に基づき、県内19市と郡福祉事務所を単位として「生活就労支援センター“まいさぼ”」を設置して、生活困窮者の方々への自立相談支援を実施しています。
また、就労準備支援事業など生活困窮からの出口支援を行っています。

経済や雇用の構造的な変化に伴い失業や非正規雇用、低収入などが増加し、働ける世代の生活保護受給者も増加しています。また、単身世帯やひとり親世代の増加、近所づきあいの希薄化などによる社会的孤立によって、誰にも相談できない状態も広がっています。

このように誰もが生活困窮に陥るかもしれない恐れがある社会の中で、生活に困っている方が生活保護に至る前に早期に支援を行う、「第二のセーフティネット」を充実するため平成27年4月に生活困窮者自立支援法がスタートしました。

第1のセーフティネット

社会保障制度
労働保険制度

第2のセーフティネット

生活困窮者支援

第3のセーフティネット

生活保護制度

自立相談支援事業で本人に必要な援助を把握し、
本人の状況に応じた支援が行われるようにさまざまな支援につなげていきます。

自立相談支援

本人の状況に応じて
包括的・継続的に
支援します。

就職をするために住居を確保することが
必要な場合

住居確保給付金の支給

仕事につくのに一定の期間が必要な場合

就労準備支援事業

すぐに仕事につくことが可能な場合

ハローワークとの一体的な支援を行います

緊急に衣食住の確保が必要な場合

一時生活支援事業

家計面から生活再建の検討が必要な場合

家計相談支援事業

生活困窮家庭出身の子が引き続き生活困窮とならないように(貧困の連鎖防止)

学習支援事業

支援のイメージ

医療機関

例・診断書 ●治療方針整理
●治療

市町村役場

例・住民票移動
●国民健康保険証の発行・
保険料の軽減申請

地域包括支援センター

例・介護サービス

本人の生活の見直し

例・住まい探し ●起床確認

同行
症状・治療
希望伝達

同行・
申請支援

連絡・同行

支援

自立相談支援機関



本人

相談支援員
就労支援員

必要に応じて
社会資源開拓
(ボランティア活動の場、
就労訓練事業所など)

連絡・同行

申請書
記入支援

申請書
記入支援

連絡・同行

法テラス・司法書士事務所等
例・多重債務整理

社会福祉協議会
例・総合支援資金
●小口生活資金

住宅確保給付金
例・給付金支給

ハローワーク
例・面接指導
●訓練プログラム等への参加
●就労訓練等

情報共有

相談の流れ

1
あなたの
不安・悩みを
お聞きします。

2
一緒に
不安・悩みを
整理します。

3
どうしたら
解決できるか、
どのような
支援があるか、
一緒に話し合います。

4
あなたの
希望や願いを
尊重しながら、
一緒に計画(プラン)を
立てます。

5
計画(プラン)に
沿って、
問題をひとつずつ
解決(実行)して
いきます。



相談無料 秘密厳守



自立相談支援

あなたのまちの生活就労支援センター **まいさぽ** をご利用ください。

(平成27年4月10日現在)

	お住まいの地域	最寄りのまいさぽ	所在地	電話 FAX 電子メール	相談受付時間
北信	長野市	まいさぽ長野市	長野市鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター2F	TEL.026-219-6880 FAX.026-219-6882 e-mail: syakyo@csw-naganocity.or.jp	8:30~17:15
	須坂市	まいさぽ須坂	須坂市大字須坂476-1 須坂市社会福祉協議会内	TEL.026-245-1619 FAX.026-246-0054	8:30~17:15
	千曲市	まいさぽ千曲	千曲市大字戸倉2388 千曲市役所戸倉庁舎福祉課	TEL.026-275-0004(代) FAX.026-275-0238	8:30~17:15
	埴科郡(坂城町)、 上高井郡、上水内郡	まいさぽ信州長野	長野市若里3-10-31 大幸ビル2F	TEL.026-267-7088 FAX.026-223-2566 e-mail: ps-nagano@nsyakyo.or.jp	9:30~17:00
	中野市	まいさぽ中野	中野市三好町1-3-19 市役所内	TEL.0269-22-2111(代) FAX.0269-22-3879 TEL.0269-38-0221(5月1日~)	8:30~17:15
東信	飯山市、下高井郡、 下水内郡(栄村)	まいさぽ飯山	飯山市飯山1211-1 飯山市福祉センター2F	TEL.0269-67-0269 FAX.0269-62-2904 e-mail: ps-iiyama@nsyakyo.or.jp	9:30~17:00
	上田市	まいさぽ上田	上田市中央3-5-1 上田市ふれあい福祉センター内	TEL.0268-71-5552 FAX.0268-71-5400 e-mail: maisapo@ueda-syakyo.or.jp	9:00~17:00
	東御市	まいさぽ東御	東御市鞍掛197 東御市総合福祉センター内	TEL.0268-62-4455 FAX.0268-64-5695	8:30~17:15
	小諸市	まいさぽ小諸	小諸市八幡町3-1-17 小諸市社会福祉協議会内	TEL.0267-31-5235 FAX.0267-25-5332 e-mail: k-syakyo@ctknet.ne.jp	9:00~17:00
	佐久市、南佐久郡、 北佐久郡、小県郡	まいさぽ佐久	佐久市取出町183 野沢会館2F	TEL.0267-78-5255 FAX.0267-78-5080 e-mail: ps-saku@nsyakyo.or.jp	9:30~17:00
中信	松本市	まいさぽ松本	松本市双葉3-30 ハイライフ高橋1F	TEL.0263-87-6651 FAX.0263-87-6635 e-mail: maisapo@syakyo-matsumoto.or.jp	9:30~17:00
	安曇野市	まいさぽ安曇野	安曇野市穂高9181(市役所) (安曇野市豊科6000(5月7日~)) 安曇野市豊科4160-1(社協)	TEL.0263-81-1622(代) FAX.0263-81-0703 (TEL.0263-71-2252(直) FAX.0263-71-2328) TEL.0263-72-1871 FAX.0263-72-9130	8:30~17:30
	塩尻市	まいさぽ塩尻・東筑	塩尻市大門六番町4-6 塩尻市保健福祉センター2F	TEL.0263-52-0026 TEL.0263-51-2501 FAX.0263-51-2502 e-mail: ps-touchiku@nsyakyo.or.jp	8:30~17:15
	東筑摩郡	まいさぽ大町	大町市大町1129 大町市総合福祉センター2F	TEL.0261-22-7083 FAX.0261-26-3856 e-mail: ps-omachi@nsyakyo.or.jp	9:30~17:00
	木曽郡	まいさぽ木曽	木曽郡木曽町日義1600-1 木曽町社会福祉協議会内	TEL.0264-24-0057 FAX.0264-26-2073 e-mail: ps-kiso@nsyakyo.or.jp	8:30~17:30
南信	岡谷市	まいさぽ岡谷市	岡谷市幸町8-1 市役所内	TEL.0266-23-4811(代) FAX.0266-23-8492	8:30~17:15
	諏訪市	まいさぽ諏訪市	諏訪市高島1-22-30 市役所内	TEL.0266-52-4141(代) FAX.0266-53-6073 e-mail: maisapo@city.suwa.lg.jp	8:30~17:15
	茅野市	まいさぽ茅野市	茅野市塚原2-6-1 市役所内	TEL.0266-72-2101(代) FAX.0266-73-0391	8:30~17:15
	諏訪郡	まいさぽ信州諏訪	諏訪市豊田283 第2飯田ビル3F	TEL.0266-75-1202 FAX.0266-75-1621 e-mail: ps-suwa@nsyakyo.or.jp	9:30~17:00
	伊那市	まいさぽ伊那市	伊那市山寺298-1 伊那市福祉まちづくりセンター内	TEL.0265-73-2541 FAX.0265-76-7036 e-mail: info@isyakyo.jp	8:30~17:15
	駒ヶ根市	まいさぽ駒ヶ根	駒ヶ根市赤須町20-1 市役所内	TEL.0265-83-2111(代) FAX.0265-83-8590	8:30~17:30
	上伊那郡	まいさぽ上伊那	上伊那郡南箕輪村2380-1212 松寿荘内	TEL.0265-96-7845 FAX.0265-96-7846 e-mail: ps-kamiina@nsyakyo.or.jp	9:30~17:00
	飯田市、下伊那郡	まいさぽ飯田	飯田市高羽町6-1-3 コクサイビル1F	TEL.0265-49-8830 FAX.0265-49-8692 e-mail: ps-iida@nsyakyo.or.jp	9:30~17:00

信州パーソナルサポート事業本部 社会福祉法人長野県社会福祉協議会 長野市若里7-1-7 TEL.026-226-2035 FAX.026-291-5180



低所得・高齢者・障がい者世帯の生活を経済的に支えるための 生活福祉資金貸付

低所得世帯や高齢者世帯、障がい者世帯の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図ることを目的とした貸付です。

資金の種類は全部で4種類あります。

総合支援
資金

福祉資金

教育支援
資金

不動産
担保型
資金

この貸付制度をご利用いただける世帯は、原則として長野県内に住所を有する下記の世帯です。

(注)本資金の連帯保証人は貸付を受けられません。

低所得世帯	資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められる世帯であって、次の基準を満たす世帯 世帯の市町村民税納付区分が非課税世帯、均等割世帯、所得割納付額110,000円以内の世帯
障害者世帯	①身体障害者世帯（身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯） ②知的障害者世帯（療育手帳の交付を受けている者の属する世帯） ③精神障害者世帯（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯）
高齢者世帯	65歳以上の高齢者の属する世帯で市町村民税納付区分が非課税世帯、均等割世帯、所得割納付額176,000円以内の世帯

(注)福祉資金における高齢者世帯とは、日常生活上療養又は介護を要する高齢者が属する世帯のことです。

ご利用に際して

■「連帯保証人」が必要です。ただし、連帯保証人を立てられない場合でもご利用できますが、貸付金利子が必要です。

連帯保証人は、下記のすべてを満たすことが条件となります。

- ①原則として長野県に居住する者
- ②借受世帯の償還（返済）困難時には連帯保証人として債務を履行することができる者
- ③日頃から熱心に相談にのってくれる方であり、かつ援助してくれる方
- ④原則として年齢が60歳以下である者

(注)本資金を利用されている方は、連帯保証人になれません。

■利子、返済方法は…

①貸付利子は

連帯保証人を立てる場合 「無利子」

連帯保証人を立てない場合 「年1.5%」です。

(※「教育支援資金」および「緊急小口資金」については、連帯保証人の有無にかかわらず無利子です)

②原則として「ゆうちょ銀行」、「八十二銀行」「長野県信用農業協同組合」の預貯金口座からの自動引き落としとなります。

③償還期限内に償還完了できない場合は、残元金に対し「年10.75%」の延滞利子が発生します。



■貸付には要件を満たす必要があります。

詳細につきましては、お住まいの市町村の社会福祉協議会へご相談してください。

1 総合支援資金

失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯が対象。総合支援資金には、「生活支援費」、「住宅入居費」、「一時生活再建費」の3つがあります。

※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。



対象となる世帯

低所得世帯

※収入の減少や失業等により生活に困窮していること。前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合も含む。

借入ケース例

- ①就職するまでの当面の間の生活資金が足りない。
電気・ガス・水道が止められるおそれがある。
- ②住宅の賃貸契約の費用が不足している。
- ③債務を整理するための費用が不足している。
(債権者名簿に本貸付を含めないことが条件)

※失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付等を受けることができる場合は、対象となりません。

資金の種類と内容

資金種類	貸付対象経費	据置期間	償還期間	貸付利率
生活支援費	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ※原則3ヶ月、最長1年間	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人を立てる場合は無利子
住宅入居費	40万円以内	貸付の日(生活支援費と合わせて貸し付けている場合には、生活支援費の最終貸付日)から6ヶ月以内		連帯保証人がいない場合は据置期間経過後 年1.5%
一時生活再建費	60万円以内			

資金種類	内 容
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用
一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用

必要な書類

資金種類	内 容	対象者	書 類
共通添付書類	世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	○世帯全員分の健康保険証の写し及び本籍地が表示された世帯全員分の住民票の写し ○求職活動等自立に向けた取り組みについての計画書
	世帯の所得及び課税の状況がわかる書類	借入申込者	○源泉徴収票、世帯全員分の所得課税証明書等 ○失業、収入減による借入希望の場合は、併せて、その当時の給与明細書
	他の公的給付又は公的な貸付制度を利用、申請している場合、その状況がわかる書類	借入申込者	該当公的制度の決定通知書又は申請書写し等
	現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が表示された住民票及び所得課税証明書
「住宅入居費」に関する添付書類	入居予定住宅に関する書	借入申込者	○停止条件付不動産賃貸借契約の契約書の写し ○住居確保給付金申請時に不動産媒介業者等から交付される「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し ○住居確保給付金申請時に実施主体から交付される「支給対象者証明書」の写し

※上記以外に、必要に応じて書類を求めます。

2-1 福祉資金 福祉費

低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金。



対象となる世帯

低所得世帯

障害者世帯

高齢者世帯

借入ケース例

- ① 生業を営む経費。
- ② 資格をとりたい。技能習得期間の生活費。
- ③ 就職、技能習得等の支度に必要な経費。
- ④ 住宅の増築、改築、補修等に必要な経費。
- ⑤ 引越の費用（転宅費）。給排水等の整備。
- ⑥ 福祉機器の購入費。
- ⑦ 障害者の日常生活の便宜を図るための車購入費。
- ⑧ 医療費が足りない。療養・介護期間の生活費。
- ⑨ 介護保険料、介護保険サービス利用に関する費用。
- ⑩ 火事、洪水等災害を受け臨時に必要な経費。
- ⑪ 結婚・出産・葬儀の費用。
- ⑫ 中国残留邦人の国民年金追納のための費用。
- ⑬ 日常生活上一時的に必要な灯油代、修学旅行費などが必要。

資金の種類と内容

資金種類	貸付対象経費	据置期間	償還期間	貸付利子
福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用	貸付の日から6ヶ月以内（分割による交付の場合には最終貸付日から6ヶ月以内）	下記のとおり	連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人がいない場合は据置期間経過後年1.5%

対象経費別の貸付限度額・償還期間の目安

貸付対象経費	貸付限度額	償還期間の目安
① 生業を営むために必要な経費	4,600,000円以内	20年
② 技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得する期間が 6月程度 1,300,000円以内 1年程度 2,200,000円以内 2年程度 4,000,000円以内 3年程度 5,800,000円以内	8年
③ 就職、技能習得等の支度に必要な経費	500,000円以内	3年
④ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	2,500,000円以内	7年
⑤ 住居の移転、給排水設備等の設置に必要な経費	500,000円以内	3年
⑥ 福祉用具等の購入に必要な経費	1,700,000円以内	8年
⑦ 障害者用自動車の購入に必要な経費	2,500,000円以内	8年
⑧ 負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が ○1年を超えない場合は1,700,000円以内 ○1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
⑨ 介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護サービスを受ける期間が ○1年を超えない時は1,700,000円以内 ○1年を超え1年6月以内であって、世帯の自立に必要なときは2,300,000円以内	5年
⑩ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費	1,500,000円以内	7年
⑪ 冠婚葬祭に必要な経費	500,000円以内	3年
⑫ 中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	5,136,000円以内	10年
⑬ その他日常生活上一時的に必要な経費	500,000円以内	3年

必要な書類

	内 容	対象者	書 類
共通添付書類	世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	本籍地が表示された世帯全員分の住民票
	世帯の所得及び課税の状況がわかる書類	借入申込者	源泉徴収票、世帯全員分の所得課税証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等（3カ月分程度） ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
	現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が表示された住民票及び所得課税証明書

※上記以外に、必要に応じて書類を求めます。

2-2 福祉資金 緊急小口資金



緊急的かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合の資金です。

※原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。

対象となる世帯

低所得世帯

障害者世帯

高齢者世帯

借入ケース例

- ア) 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要になったとき
- イ) 火災等被災によって生活費が必要になったとき
- ウ) 年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要になったとき
- エ) 会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要になったとき
- オ) 滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき
- カ) 公共料金の滞納により日常生活に支障が生じたとき
- キ) 法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要になったとき
- ク) 給与等の盗難によって生活費が必要になったとき
- ケ) その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子
緊急小口資金	100,000円以内	100,000円以内貸付の日から2月以内	12月以内	無利子

必要な書類

内 容	対象者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	本籍地が表示された世帯全員分の住民票及び健康保険証の写し
世帯の所得及び課税の状況が分かる書類	借入申込者	源泉徴収票、世帯全員分の所得課税証明書等 ※現在の収入が上記の書類と異なる場合は、直近の給与明細等（3カ月分程度） ※年金等の場合は、通知書の写しなど、年金額が分かる書類
そ の 他	借入申込者	必要に応じ、運転免許証の写し その他借入申込者の顔写真が添付された証明書等貸付審査に必要な書類

※上記以外に、必要に応じて書類を求めます。

生活福祉資金

Q1 据置期間（すえおききかん）とはなんですか？

A1 据置期間とは資金の借入後、返済を開始するまでの猶予期間のことをさします。資金の種類によって、据置期間が異なります。

Q2 償還期間（しょうかんきかん）とはなんですか？

A2 償還とは、借入金の返済のことをさします。償還期間とは、借入金を返済する期間のことです。資金によって指定できる償還期間が異なります。償還期間内に償還（返済）完了できない場合、延滞利子（返済していない借入金の新たな利子）が発生します。

Q3 民生委員の関わりがないと利用できませんか？

A3 福祉費（2-1）、教育支援資金（3）の借入の場合のみ、お住まいの地区の民生委員の意見書が必須となります。

現在、長野県内には約5,000名の民生委員が各市町村にあり、生活上の悩みや困ったこと等の相談を受けていますので困った時はご相談ください。地区の民生委員についてはお住まいの市町村の社会福祉協議会に確認してください。

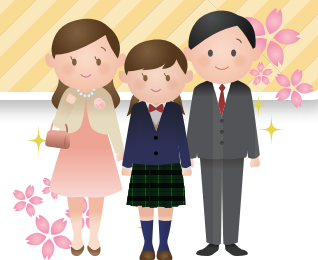
Q4 母子世帯ですが、利用することはできますか？

A4 母子世帯、寡婦世帯の方は、まず本資金と同等の内容である母子寡婦福祉資金のご利用についてお住まいの市町村役場に確認してください。



3 教育支援資金

教育支援資金は、高等学校、大学、高等専門学校の入学に際し必要な経費「就学支度費」（入学金等）と「教育支援費」（授業料、定期代等）の2つがあります。



対象となる世帯

低所得世帯

借入ケース例

- ① 高校へ行きたい。
- ② 短大、大学へ行きたい。
- ③ 専門学校（専修学校専門課程）へ行きたい。
- ④ 授業料、通学定期代が足りない。
- ⑤ 入学金、制服・カバン等の購入費が足りない。
- ⑥ 進学・卒業するために、滞納分の高校授業料の支払いが必要になった。

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利息
教育支援費	① 高等学校（専修学校高等課程含む） 月額35,000円以内 ※滞納授業料等の支払いの場合は滞納月×35,000円以内 ② 高等専門学校 月額60,000円以内 ③ 短期大学（専修学校専門課程含む） 月額60,000円以内 ④ 大学 月額65,000円以内	卒業後 6ヶ月以内	据置期間経過後 20年以内	無利息
就学支度費	500,000 円以内			
資金種類	内 容			
教育支援費	○ 低所得世帯に属する者が学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専門学校（専修学校専門課程）の専門課程を含む）、又は高等専門学校に就学するのに必要な経費 ○ 低所得世帯に属する高等学校在籍者が、やむを得ない理由により滞納した高等学校の授業料等			
就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校（中等教育学校の後期課程、盲学校、ろう学校又は養護学校の高等部及び専修学校の高等課程を含む）、大学（短期大学及び専門学校（専修学校専門課程）の専門課程を含む）、又は高等専門学校への入学に際し必要な経費			
計 算 方 式	貸付限度月額×12ヶ月×就学期間（年）			
償 還 例	① 高校3年間 元金1,760,000円（就学支度費500,000円+教育支援費35,000円×36ヶ月） 10年（120回）償還の場合 月額14,660円 ② 大学4年間 元金3,620,000円（就学支度費500,000円+教育支援費65,000円×48ヶ月） 15年（180回）償還の場合 月額20,110円			

必要な書類

	内 容	対象者	書 類
共通添付書類	世帯の状況が分かる書類	借入申込者	本籍地が表示された世帯全員分の住民票
	世帯の所得及び課税の状況がわかる書類	借入申込者	世帯全員分の所得課税証明書、源泉徴収票等
	必要経費の内訳が明らかになる書類	借入申込者	学校案内等
	現住所及び資力が明らかになる書類	連帯保証人	本籍地が表示された住民票、所得課税証明書等
「教育支援費」に関する添付書類	入学すること又は在学していることが明らかになる書類	借入申込者	合格通知書（写）又は在学証明書
「就学支度費」に関する添付書類	入学することが明らかになる書類	借入申込者	合格通知書（写）又は入学許可証（写）

※上記以外に、必要に応じて書類を求めます。

4-1 不動産担保型生活資金

不動産担保型生活資金は、今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しするものです。



対象となる世帯

高齢者世帯

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付月額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
不動産担保型生活資金	土地の評価額の7割程度 ※宅地の評価額が1,000万円以上あることが条件	300,000円以内	借受人の死亡時までの期間、又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必要 ※推定相続人の中から選任

必要な書類

内 容	対象者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	○戸籍謄本 ○世帯全員分の住民票
世帯の資力が明らかになる書類	借入申込者	世帯全員分の所得課税証明書等
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	○土地及び建物の登記簿謄本。 ○土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	推定相続人の同意書

※上記以外に、必要に応じて書類を求めます。

4-2 要保護世帯向け 不動産担保型生活資金

要保護世帯向け不動産担保型生活資金は、現に生活保護を受給されている高齢者世帯、又は要保護の高齢者世帯を対象に、今お住まいの居住用不動産を担保に生活資金をお貸しするものです。



対象となる世帯

要保護の高齢者世帯

資金の種類と内容

資金種類	貸付限度額	貸付月額	貸付期間	据置期間	償還期限	貸付利子	連帯保証人
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	居住用不動産の評価額の7割程度(集合住宅の場合5割) ※居住用不動産の評価額が500万円以上あることが条件	生活扶助額の1.5倍以内 ※この金額は福祉事務所が設定	借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間。	契約の終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要

必要な書類

内 容	対象者	書 類
世帯の状況が明らかになる書類	借入申込者	○戸籍謄本 ○世帯全員分の住民票
担保となる土地の状況が明らかになる書類	借入申込者	○土地及び建物の登記簿謄本。 ○土地の公図、位置図、土地及び建物の固定資産課税台帳、固定資産評価額証明書 ※その他、土地の地籍図、測量図、建物図面等を持っている場合は、用意が必要となります。
推定相続人の意向を確認する書類	推定相続人	推定相続人全員の同意書

※上記以外に、必要に応じて書類を求めます。



判断能力が不十分な方の生活や権利を擁護するための 日常生活自立支援(成年後見支援)



こんな困りごと、どんなサービスが受けられるの？

判断能力の状態

判断能力がある

日常生活の判断に不安がある

不十分

買い物できる
契約行為も概ね理解
できるが不安がある

著しく 不十分

買い物できる
重要な契約行為は
できない

欠く常況

買い物できない
契約行為は
全くできない

死亡

困りごとの内容

①福祉サービスを使いたいけど、どこに相談して、どうやって手続きすれば良いかよく分からない。

②光熱水費を払い忘れて、ライフラインを止められてしまうことが度々ある。

③大切な書類や通帳・印鑑をすぐに紛失してしまい、再発行を頻繁に行う。

④郵便物がたくさん来るけど、どんな手続きが必要なのか分からない。

⑤自宅を改修・売却したいけど、契約書の内容がよく理解できない。

⑥親族にお金を管理されており、自分のお金を自由に使うことができない。

⑦消費者被害や詐欺にあって多重債務に陥っており、過重な債務を抱えさせられている。

⑧年金のほか、約1,000万円の貯金があるけど、自分で管理するのは不安がある。

⑨今は大丈夫だけど、歳をとってからの金銭管理が心配。

⑩死後に備えて遺言書を作っておきたい。

利用するサービス

日常生活自立支援事業

11p

市町村社協独自金銭管理サービス、書類等預かりサービス(市町村によってサービス内容が異なります。)

日常生活自立支援事業

「福祉サービスの利用援助」(基本サービス)

- ◎様々な福祉サービスの利用に関する情報の提供、相談
- ◎福祉サービスの利用における申込み、契約の代行
- ◎入所、入院している施設や病院のサービスや利用に関する相談

「金銭管理サービス」(オプションサービス)

- ◎福祉サービスの利用料金や病院への医療費の支払いの手続き
- ◎年金や福祉手当の受領に必要な手続き
- ◎税金や社会保険料、電気、ガス、水道料の公共料金の支払いの手続き

「書類等預かりサービス」(オプションサービス)

- ◎預金通帳、年金証書、権利書、契約書類、保険証書、実印や銀行印等
- ◎その他社協が適当と認めたもの

市町村社協独自事業

補助

保佐

後見

成年後見人等が選任され、本人を法的に支援します。



代理権 取消権

成年後見人等

成年後見制度

法定後見

「補助」
「保佐」
「後見」

12p

成年後見制度

任意後見

「財産管理委任契約」
「任意後見契約」
「公正証書遺言作成」など

13p

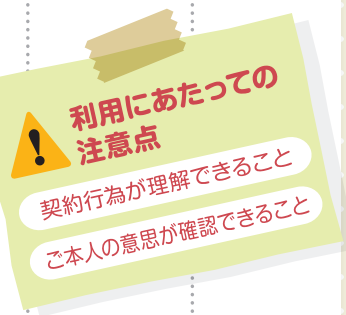
財産管理委任契約

任意後見契約

任意後見契約(任意後見監督人選任)

公正証書遺言

遺言発行



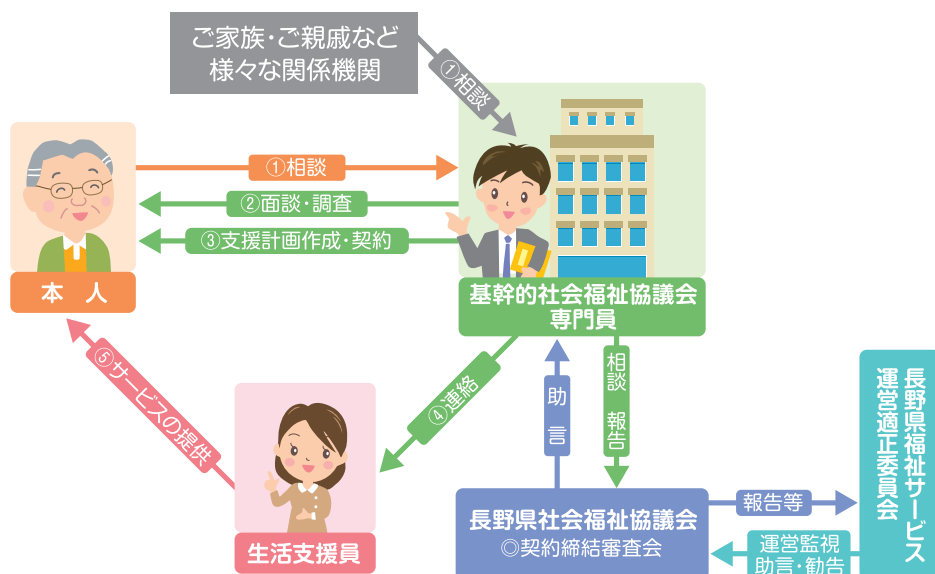
日常生活自立支援事業とは？

定期的な訪問により、福祉サービスを利用するお手伝いや、日常的な金銭管理をお手伝いすることで、高齢者や障がい者の方々が住み慣れた地域で生活できるように支援する事業です。

対象者

- 認知症や知的・精神の障がい等のために判断能力が十分でないために、日常生活上の判断に不安のある方。
- 医師による認知症の診断や、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の有無は問いません。
- 必要に応じて成年後見制度との併用が可能です。

サービスの仕組み ※まずは最寄りの市町村社会福祉協議会にご相談ください。



●「専門員」とは

ご本人の生活状況の確認をして契約までの調整を行い、支援計画を作ります。また、関係機関との調整や生活支援員の指導も行います。

●「生活支援員」とは

専門員の作成した契約や支援計画の内容にそって定期的に利用者のところにお伺いし、福祉サービスの利用手続きや、預貯金の出し入れなどをお手伝いします。

利用料

- 利用に関する相談や支援計画の作成にかかる費用は無料です。
- 契約後、生活支援員がお手伝いするときに、利用料と交通費がかかります。

利用料／1時間 **1,000円** 交通費／1キロ **20円**

※生活保護を受けている世帯は**無料**です。

解約

- 基幹的社会福祉協議会と長野県社会福祉協議会に解約を申し出て、契約締結審査会の助言を得て、この契約を解約することができます。
- 利用者が亡くなられた時は自動的に解約となります。
- 長期入院や、施設入所、遠方に転居され本事業による援助が困難な場合にも、状況を鑑みながら解約する場合があります。
- 判断能力が著しく低下した場合は、成年後見人を選任したうえで解約します。その後、成年後見人と当事業を契約しなおすことも可能です。

本事業を利用するうえで留意事項

- 本契約は「ご本人」と「お住まい地域の基幹的社会福祉協議会」と「長野県社会福祉協議会」の三者で行います。
- 第三者が契約または解約を申請することはできません。ご本人もしくは基幹的社会福祉協議会のみが申請できます。
- 預貯金等が多くある方（おおむね1,000万円以上）や定期的な収入が多額にある方は、その財産の保管だけではなく、その人の生活をより豊かなものにするために、成年後見制度の利用をご検討ください。
- 認知症や知的・精神の障がい等に起因せず、単に浪費であることを理由として本事業を利用することはできません。
- 本事業は、福祉サービスを利用する際の手続きや日常的な金銭管理等利用者の権利に深く関わった援助をするため、ご本人の意思が大変重要です。関係者や本人以外の方がよかれと思って、ご本人の意思確認がされないで契約することはできません。

? 成年後見制度とは？

認知症、知的障がい、精神障がいなど精神上的の障がいによって判断能力が十分ではない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する人（成年後見人）を選任し、その人に法的な権限を与え、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

成年後見制度には「**法定後見制度**」と「**任意後見制度**」があります。

法定後見制度

■法定後見の内容

◎すでに判断能力がない、あるいは著しく低下しているために、契約上のトラブルや財産管理に問題を抱えている場合に選択する制度です。

◎判断能力の程度に応じて「**後見**」「**保佐**」「**補助**」の3つの類型に分けられます。

類 型	後 見	保 佐	補 助
判断能力の 状態	○契約や財産管理についてほとんど常に適切な判断が出来ない状態。 ○植物状態である など	○日常生活ではなんとか自分で判断できるが、不動産の売買などの大きな契約はできない状態。	○ほとんどのことは自分でできるが、契約や預貯金の管理には不安があり、本人のためには他人に援助してもらった方がよい状態。

相談・申立ては

■本人の住所地を管轄する家庭裁判所へ

◎申立人は、本人のほか、配偶者や四親等内の親族等です。

◎また、本人に判断能力が無く、親族がいない場合は、市町村長が申立てを行います。

◎家庭裁判所が類型に応じて、「成年後見人」「保佐人」「補助人」を選任し、本人を保護します。

◎成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

本人を保護する方法 (成年後見人に与えられる法的な権限)

■同意権・取消権

後見人等の同意なしに行った、本人の法律行為を取り消す（無効にする）権限

●例）本人が、成年後見人の同意無く行った、100万円の布団の購入を取り消す。

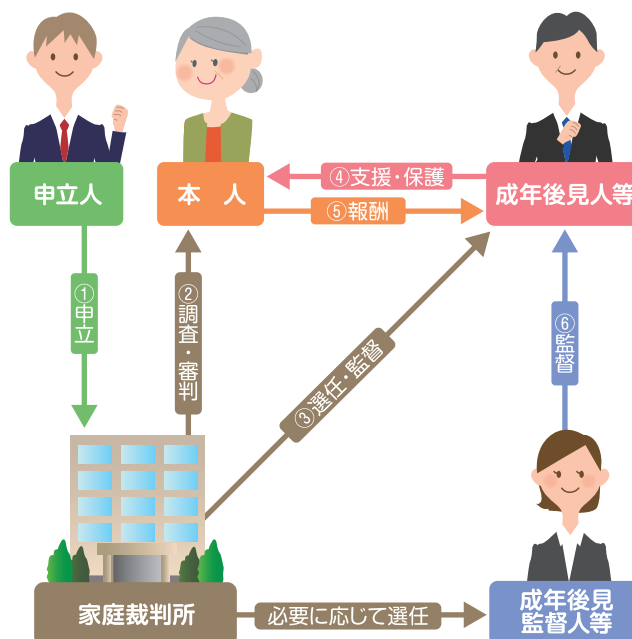
※日用品の購入など日常生活に関することは取り消すことはできません。

■代理権

後見人等が本人に代わって（代理して）法律行為を行う権限

●例）本人の代理人として、成年後見人が特別養護老人ホームの入所契約を行う。

利用の流れ



申立に必要な費用

- ◎収入印紙（申立用）…………… 800円
- ◎収入印紙（登記嘱託用）…………… 2,600円
- ◎郵便切手……………3,730円
- ◎鑑定費用（鑑定が行われるとき必要になります。ケースによって差はありますが、ほとんどは10万円以下となっています。）

申立に必要な書類等

- ◎申立書・医師の診断書・戸籍謄本等が必要になります。詳しくは、家庭裁判所にお問い合わせ下さい。

長野県家庭裁判所HP

検索

報酬について

成年後見人、保佐人、補助人の報酬は、本人の財産や援助内容等に応じて家庭裁判所が支給の可否や金額を決定します。また、報酬は本人の財産の中から支払われます。

任意後見制度

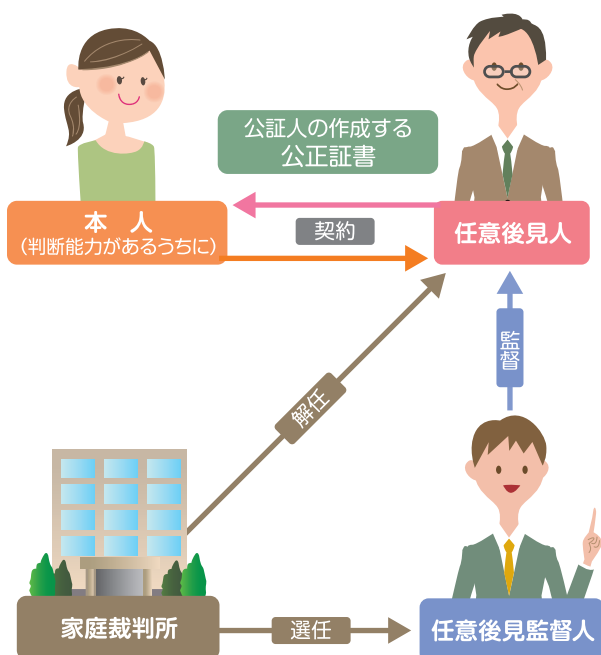
■任意後見の内容

- ◎将来判断能力が低下した時に備えて、財産の管理などの身上に関する事柄を自分に代わって行う人を事前を選任し、その内容（代理権）と方法を決めておく方法です。

契約方法は？

- 相談・公正証書の作成は「公正役場」で行います。
- 公正人が作成する公正証書により「任意後見契約」を結ぶことで利用できます。
- 判断能力の低下が顕著になり始め任意後見契約の開始が必要となったら、家庭裁判所へ「任意後見監督人選任の申立」を行い、監督人が選任されると、任意後見の開始となります。
- 任意後見人には任意後見契約で定められた代理権のみ与えられます。（同意権や取消権は与えられません。）

利用図



任意後見契約公正証書の作成に必要な費用は？

- ◎公正証書作成の基本手数料…………… 11,000円
- ◎登記嘱託料…………… 1,400円
- ◎登記所に納付する印紙代…………… 2,600円
- ◎その他証書代、登記嘱託書郵送用の切手代など
[添付書類] 本人：印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票等



成年後見支援センター関係連絡先

後見支援センター	対 象 地 域	電 話
長野市成年後見支援センター	長野市	026-225-0155
松本市社会福祉協議会 成年後見支援センターかけはし	松本市、安曇野市、山形村、麻績村、生坂村、筑北村、朝日村	0263-88-6699
上伊那成年後見センター	伊那市、駒ヶ根市、上伊那郡内町村	0265-96-8008
上小圏域成年後見支援センター	上田市、東御市、小県郡町村	0268-27-2091
佐久広域連合成年後見支援センター	佐久市、小諸市、南佐久郡・北佐久郡内町村	0267-64-5255
塩尻市成年後見支援センター	塩尻市	0263-53-7564
いいだ成年後見支援センター	飯田市、下伊那郡内町村	0265-53-3187
権利擁護センターかるいざわ	軽井沢町	0268-45-8113
千曲市成年後見制度普及啓発等推進事業 通称(千曲市成年後見支援センター)	千曲市	026-276-2687
北信圏域権利擁護センター	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	0269-26-2266

長野家庭裁判所連絡先

家庭裁判所名	郵便番号	所 在 地	電 話
長野家庭裁判所	380-0846	長野市旭町1108	026-403-2038
上 田 支 部	386-0023	上田市中央西2-3-3	0268-40-2203
佐 久 支 部	385-0022	佐久市岩村田1161	0267-67-1532
松 本 支 部	390-0873	松本市丸の内10-35	0263-32-3044
諏 訪 支 部	392-0004	諏訪市諏訪1-24-22	0266-52-9217
飯 田 支 部	395-0015	飯田市江戸町1-21	0265-22-0186
伊 那 支 部	396-0026	伊那市西町4841	0265-72-2757

成年後見に関連性の深い専門職団体

●長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」

電 話 026-232-2104

相談対応 月曜日から金曜日 9:00~17:00

●公益社団法人成年後見センターリーガルサポートながの

専用電話 026-232-2110

相談対応 毎週木曜日 12:00~15:00

事務局 026-232-7492

●一般社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センター「ぱあとなあ ながの」

電 話 026-266-0294

相談対応 月曜日から金曜日 9:00~17:00





福祉の総合相談、交通・災害遺児へのお見舞い

福祉総合相談

日常生活の悩み・心配ごと お気軽にご相談ください

長野県社会福祉協議会では、日常生活における悩みや心配ごとなど、様々な生活・福祉に関わる相談に応じる「福祉総合相談」を行っております。

相談は、お出かけいただいても電話、メールでも結構です。

秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。

(司法書士による専門相談も行っております。月1回)

相談専用電話



026-226-0110

(月～金曜日、時間9:00～17:00)

相談専用メール



soudan@nsyakyo.or.jp



交通・災害遺児見舞金

交通又は災害の事故による遺児等に対し、見舞金を支給します。

見舞金 150,000円 (遺児等1人につき)

申請手続き

「見舞金」の申請手続きは、市町村社会福祉協議会が行います。

(原則として、事故発生の日から2年以内に長野県社会福祉協議会に申請書類等を提出。)

民生委員・児童委員へのお願い

「見舞金」の支給対象となる遺児等の把握をされた場合は、最寄りの市町村社会福祉協議会までお知らせください。

[参考]

- | | |
|------|---|
| 遺児等 | 県内に住所を有し、満18歳に達した日以後の最初の3月31日までに交通又は災害の事故により、父又は母が死亡し、又は国民年金法による障がい程度1級(身体)に相当する障がいとなった者(父が死亡した後に出生した子があるときは、その子を含む。)をいいます。 |
| 交通事故 | 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条に規定する車両及びその他の交通機関(鉄道、航空機、船舶等)の運行による事故。 |
| 災害事故 | 風水害等天災による事故、火災による事故、就業による業務上の事故及び人命救助等のため協力救助した者の当該協力援助に伴う事故。 |



福祉サービスに関する苦情相談

お気軽にご相談ください

高齢者・障がい者・児童に関わる入所施設や通所施設、また在宅で提供する福祉のサービスなどに関する様々な苦情に応じています。

相談方法

- ◆来所・電話・ファクシミリ・電子メール・郵便等でご相談ください。
- ◆相談はどなたでも構いません。
- ◆相談開設時間は9時～17時、開設日は毎週月～金曜日です。

秘密は必ず守ります。



解決までの流れ

相談



福祉サービスに関する苦情相談にのります。
相談はどなたでも構いません。

苦情の受付

苦情申出人は、福祉サービスの利用者・その家族・代理人・民生委員児童委員・事業所の職員などです。

事情調査

苦情申出人の意向を尊重して、事業者の同意のうえで必要な調査を行います。調査の結果を申出人に通知します。

解決にむけて助言など

調査の結果に基づいて、申出人に対して助言をします。
必要に応じて事業者に申入れを行います。

解決のためのあっせん

話し合いによる解決が必要な場合には、委員（弁護士、医師、大学教授、社会福祉士などの専門家）があっせんをおこないます。

結果の確認

あっせんにより、苦情の解決が図られたか結果の確認をします。

長野県福祉サービス運営適正化委員会

〒380-0928 長野市若里7-1-7 長野県社会福祉総合センター4階(長野県社会福祉協議会内)



ツウ デ ナ ッ ト ク
0120-28-7109

TEL.026-226-2210 FAX.026-227-0137 E-mail:fukushi7109@nsyakyo.or.jp

介護保険に関する苦情は市町村役場及び長野県国民健康保険団体連合会(電話026-238-1580)において受けつけています。

福祉サービスに関する苦情解決事業は、社会福祉法に基づいた事業です。

(長野県福祉サービス運営適正化委員会は社会福祉法第83条に基づき長野県社会福祉協議会が第三者的機関として設置しています。)